

## 連用栓の使用水量に関する事務要領

制 定 昭和 42 年 4 月 6 日課長決  
最近改正 令和 5 年 3 月 23 日営業企画担当課長決

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、連用栓の使用水量に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

### (使用水量)

第 2 条 連用栓の使用水量については、次の各号により取り扱う。

- (1) 給水条例第 22 条の専用給水装置（以下「連用栓」という。）の使用水量は、各戸均等に使用したものとする。
- (2) 前号のほか、各戸に均等割りでできない端数水量が出たときは、その水量を次回計算に繰り越す。

### (使用戸数に異動があった場合の使用水量)

第 3 条 連用栓使用戸数に異動のあった場合の使用水量は、次の各号により算出する。

- (1) 異動のあったものの水量

#### ア 使用開始のとき

$$\text{計量水量} \times \frac{\text{異動のあったものの使用日数}}{\text{異動のなかったものの戸数} \times \text{使用日数} + \text{異動のあったものの使用日数}}$$

#### イ 使用中止のとき

中止時の計量水量を使用戸数により均等割りした水量とする。

ただし、料金算定に急を要する場合は、使用実績に基づき水量を認定することができる。

- (2) 異動のなかったものの水量

(計量水量 - 異動のあったものの水量) ÷ 異動のなかったものの戸数

### 附 則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

### 附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。